

試験直前！ ヤマ当て大作戦

社会保険労務士
三宅 大樹
(山川社労士予備校)



本試験を目前に、出題の可能性が高いポイントを「穴埋め式」の形式で総まとめします。本試験会場に持っていき、特に午前中の選択式試験開始直前まで確認できるようにしました。また、移動時間でも確認できるように、音声講義も付いています。「ヤマ当てのポイントが出たので合格できました!」という皆さんからのご報告をお待ちしています。



I 労働基準法

 「特集1」01 労基

- 01 労働条件は、労働者が を営むための必要を充たすべきものでなければならない。
- 02 この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、 は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。
- 03 労働条件は、労働者と使用者が、 において決定すべきものである。
- 04 は、労働協約、就業規則及び労働契約を し、誠実に各々その義務を履行しなければならない。
- 05 、法律に基いて許される場合の外、業として他人の就業に介入して利益を得てはならない。
- 06 この法律で「労働者」とは、 を問わず、事業又は事務所（以下「事業」という）に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。

A：人たるに値する生活 B：労働関係の当事者 C：対等の立場 D：労働者及び使用者
E：遵守 F：何人も G：職業の種類

- 07 平均賃金とは、これを算定すべき事由の発生した日以前〔A〕間にその労働者に対し支払われた賃金の総額を、その期間の〔B〕で除した金額をいう。ただし、その金額は、次の各号の一によって計算した金額を下ってはならない。
- ①賃金が、労働した〔C〕によって算定され、又は出来高払制その他の請負制によって定められた場合においては、賃金の総額をその期間中に〔D〕で除した金額の〔E〕
- ②賃金の一部が、〔F〕その他一定の期間によって定められた場合においては、その部分の総額をその期間の〔B〕で除した金額と①の金額の合算額
- 08 07の賃金の総額には、臨時に支払われた賃金及び〔G〕を超える期間ごとに支払われる賃金並びに〔H〕以外のもので支払われた賃金で一定の範囲に属しないものは算入しない。
- 09 厚生労働大臣は、期間の定めのある労働契約の締結時及び当該労働契約の期間満了時において労働者と使用者との間に紛争が生ずることを未然に防止するため、使用者が講ずべき労働契約の期間の満了に係る〔I〕に関する事項その他必要な事項についての〔J〕を定めることができる。
- 10 行政官庁は、09の〔J〕に関し、期間の定めのある労働契約を締結する使用者に対し、必要な〔K〕を行うことができる。
- 11 使用者は、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と〔L〕を〔M〕してはならない。
- 12 労働者が、退職の場合において、使用期間、〔N〕、その事業における地位、〔O〕又は退職の事由（退職の事由が解雇の場合にあっては、その理由を含む）について証明書を請求した場合には、使用者は、〔P〕これを交付しなければならない。
- 13 使用者は、あらかじめ〔Q〕と謀り、労働者の就業を妨げることを目的として、労働者の国籍、信条、社会的身分若しくは〔R〕に関する通信をし、又は12及び法22条2項の証明書に秘密の記号を記入してはならない。
- 14 労働者がその自由な意思に基づき〔S〕と使用者が労働者に対して有する債権との〔T〕に同意した場合には、右同意が労働者の自由な意思に基づいてされたものであると認めるに足りる合理的な理由が客観的に存在するときは、右同意を得てした〔T〕は全額払の原則に違反するものとはいえない、とするのが最高裁判例である。

A：3か月 B：総日数 C：日若しくは時間 D：労働した日数 E：100分の60
F：月、週 G：3か月 H：通貨 I：通知 J：基準 K：助言及び指導
L：賃金 M：相殺 N：業務の種類 O：賃金 P：遅滞なく Q：第三者
R：労働組合運動 S：賃金債権 T：相殺